

平成20年度から国民健康保険税の納期等が変更になります

1 普通徴収(自主納付)の納期の回数が10回から8回に変更になります

これまで町では、国民健康保険税の算定の際、第1期から第3期までの税額について、前年の所得の確定が6月以降になることから、前年の税額(前々年の所得)を基に仮に計算する仮算定を行っていました。このことが税額決定までの過程を分かりづらいものになっているため、これを廃止し、前年の所得が確定した後に課税を行う方式に変更しました。これにより納期が次のとおり変更になります。

《納期の変更について》

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
変更前	第1期	第2期	第3期	—	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期



変更後	—	—	—	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
-----	---	---	---	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

※ 詳細な納期限については5ページ「町税の納期限のご案内」をご覧ください。

2 65歳以上の方の国民健康保険税の特別徴収(年金天引き)が始まります

平成20年4月から介護保険料と同様に、国民健康保険税も特別徴収(年金天引き)が実施されます。特別徴収の対象となる方(世帯主)は、次の事項の全てに該当する世帯となります。

《特別徴収の対象者》

- ・ 世帯主が国民健康保険に加入しており、国保加入者全員が65歳以上75歳未満である世帯。
- ・ 国保世帯主が年額18万円以上の年金を受給している世帯。
- ・ 国保世帯主が介護保険料の特別徴収(年金天引き)対象者で、国保世帯主の介護保険料と国保税の合計額が年金支給額の2分の1を超えない世帯。

国民健康保険 退職者医療制度について

医療制度改革に伴い、4月1日から65歳以上の退職被保険者等は一般の被保険者となり、保険証及び高齢受給者の更新が必要となります。該当される方には、現在お持ちの保険証等の有効期限が切れる前に、新たな保険証等を送付します。

また、65歳未満の方で、長期間勤めた会社などを退職して国民健康保険に加入した方が、年金を受けるようになった時は、退職者医療制度で医療を受けることとなります。退職者医療制度の対象者は次のとおりです。

■対象／65歳未満の方で、次の条件の全てに該当する方とその被扶養者(※)

- ① 国民健康保険加入者
- ② 厚生年金・共済年金などの老齢(退職)年金を受けていて、これらの年金制度の加入期間が20年以上(または40歳以降に10年以上)ある方。

※退職被保険者(本人)によって生計を維持している同居の親族(三親等内)で、年間収入が130万円未満(60歳以上の方、身障者の方は180万円未満)である方。

該当される方は、下記のものをご持参のうえ、担当窓口にお越しください。

■必要なもの／年金証書(期間の記載のあるもの)、国民健康保険被保険者証